

第1章 北茨城市環境基本計画の基本的事項

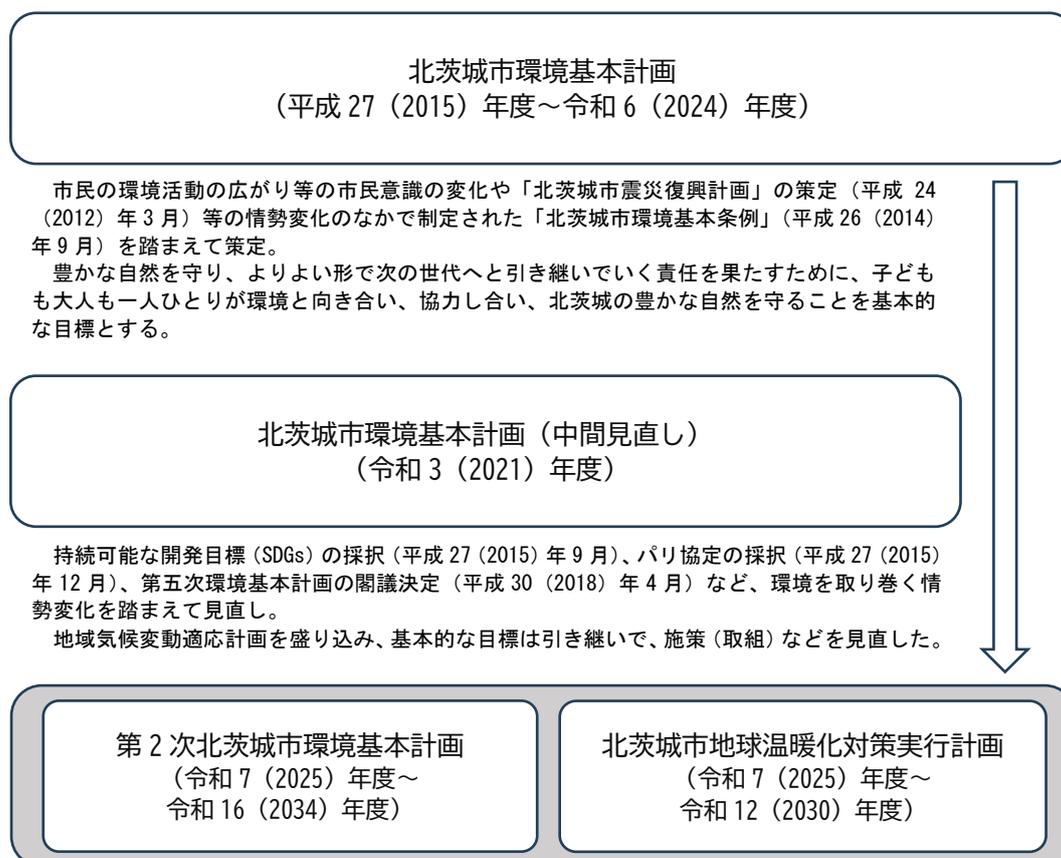
1.1 計画策定の背景

本市では、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「北茨城市環境基本条例」に掲げた基本理念の実現に向けた目標として、平成 27（2015）年 3 月に「小さな手 大きな手 つないで守る 北茨城の豊かな自然」を環境将来像とする北茨城市環境基本計画を策定しました。

また、令和 3（2021）年度には、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択や、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議におけるパリ協定の採択など、世界を巻き込む国際合意が立て続けになされたことなどを踏まえて計画の中間見直しを行っています。

今般、北茨城市環境基本計画が計画期間の最終年度を迎えること、環境問題を取りまく新たな課題が深刻化していることを踏まえて、計画の改定を行うこととしました。

なお、北茨城市環境基本計画に内包されていた「北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地域気候変動適応計画」は、「北茨城市地球温暖化対策実行計画」として本計画から独立させ、別途策定することとします。



1.2 計画の位置づけと役割

本計画は、北茨城市環境基本条例第5条第1項に基づく計画であり、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第3条に定める「施策の策定等に係る指針」に準じ、基本的な方針を定めるものです。また、「第5次北茨城市総合計画」に示す市の将来都市像『誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。さらに、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

環境を保全していくためには、市、市民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取組を示し、主体的な行動を促進します。

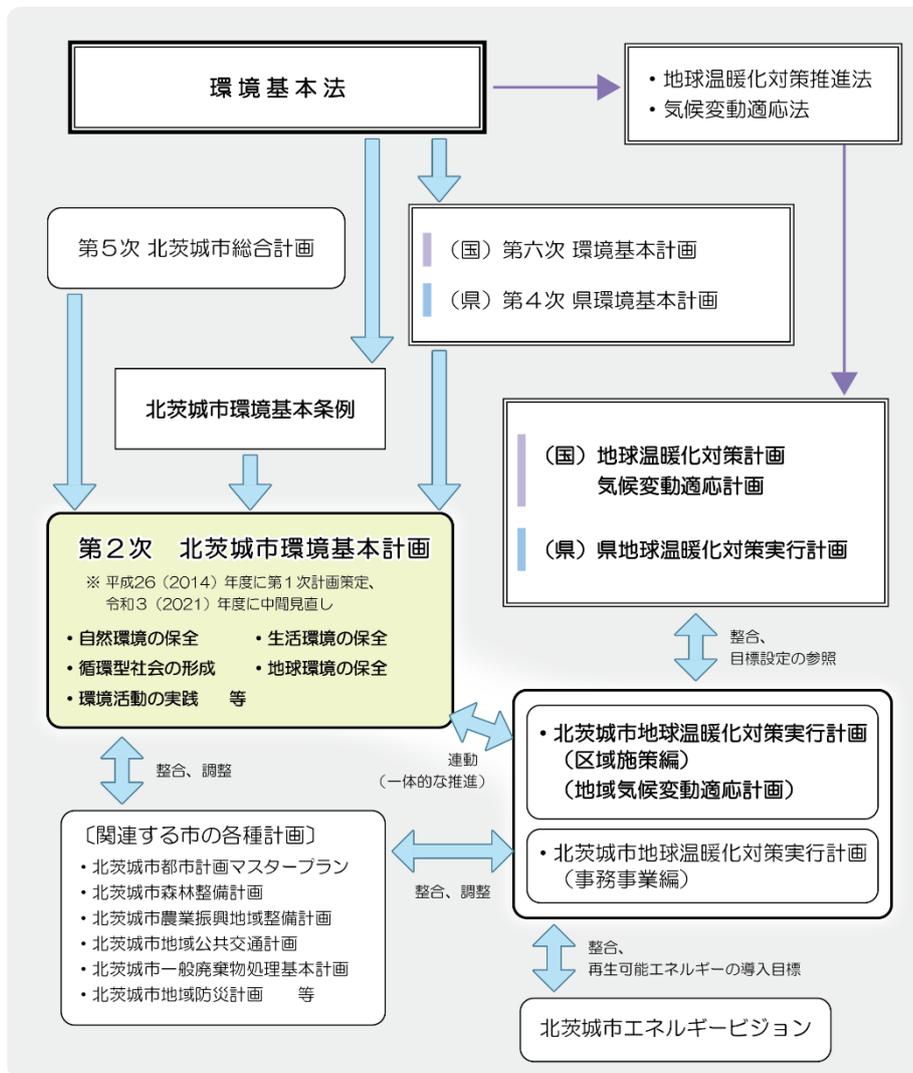


図 1.1 北茨城市環境基本計画の位置づけ

1.3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、北茨城市環境基本条例に係る環境全般を対象とします。

分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

表 1.1 本計画で対象とする環境分野

環境分野	環境要素
自然環境	地勢・地質、生物多様性（植物・動物）、水及び水辺の利用、里山、農地、自然とのふれあい
生活環境	大気環境、水環境、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、有害化学物質、放射性物質、不法投棄
循環型社会・地球環境	廃棄物、地球温暖化対策（省エネ・再エネなど）
環境活動	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境美化活動

1.4 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

1.5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者及び滞在者とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

市

市は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

市民

市民は、日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

事業者

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、十分環境に配慮するとともに、その事業活動に係る製品等の使用及び廃棄に伴う環境負荷を低減するため、必要な措置を講ずることに努めます。また、環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境の保全等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

滞在者

旅行者その他の滞在者は、市の環境保全の取組を理解し、市民の役割に準じて環境の保全に努めます。

1.6 いま直面する環境問題と目指す社会像

私たちが暮らす環境は、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」という3つの危機に直面しています。

この危機は、人類が産業革命以降に行ってきた大量生産・大量廃棄型の生活様式（現代文明）が引き起こしているもので、もはやこうした生活様式は持続可能ではないことがわかっています。

① 「気候変動」

- ・令和5（2023）年の世界の平均気温は、産業革命前より1.45℃上昇し、観測史上最高を記録しています。日本においても、令和5（2023）年に北日本と東日本で観測史上最高気温を記録し、西日本でも1位タイの高温となりました。
- ・こうした地球規模の温暖化の要因として、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」とされています。
- ・令和3（2021）年、日本は令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比46%削減することを目標とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨を公表しました。これを受けた様々な取組が、国や企業等で進められています。

② 「生物多様性の損失」

- ・日本では、農地や森林、干潟等が減少しているほか、農地や水路・ため池などの人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境が喪失・劣化して、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあります。
- ・また、気候変動による影響で、生物種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があります。
- ・生物多様性の損失を止めるというこれまでの目標から一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせる（＝ネイチャーポジティブ）という強い決意が大切になっています。

③ 「汚染」

- ・プラスチックを含む海洋ごみは、生態系の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしています。令和3（2021）年6月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチックの使用は削減や再使用を行い、必要不可欠な場合は、紙やバイオマスプラスチック等に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図るなど、資源循環を促進することが進められています。
- ・また、過去に幅広い用途で使用されてきた有機フッ素化合物などの物質が健康に影響する懸念があり、県や本市では水道水や環境中の水の目標値を定めたり、水質調査を行うなどの取組が進められています。

今後、人類が生存していくためには、多くのものを所有するなど物質的な豊かさに重きを置いた「線型・規格大量生産型の経済社会システム（線型経済）」から、一つのことを修理しながら大切に使ったり、コミュニティ活動などで環境を守っていくといった、心の豊かさにもつながる「循環・高付加価値型の経済社会システム（循環経済）」への転換が必要です。

私たちが、持続可能な社会を目指していくためには、「環境収容力を守り、環境の質を上げることによって経済と社会全体が成長・発展できる社会」を目指す必要があります。

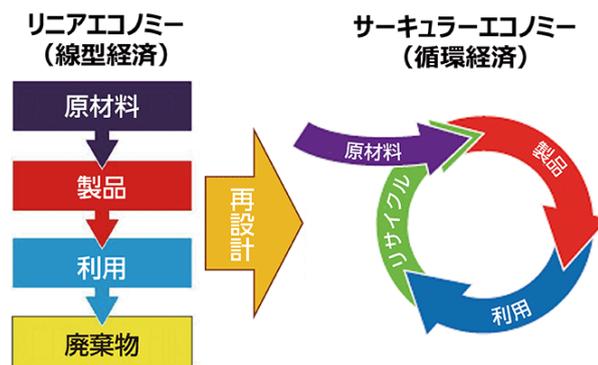


図 1.2 線型経済と循環経済のイメージ図

出典：環境・循環社会・生物多様性白書
（令和3年版）

生態系サービス

生態系サービスは、自然がもたらしてくれる様々な恵みのことを指します。例えば、空気、飲み水、食料、快適な気候など、私たちの生活を支えているものは、すべて自然から提供されたサービスです。

例えば、農業、林業、漁業などが直接的に生態系サービスを利用しており、多くの産業も生態系サービスに依存しています。そのほか気候の調節、水質の浄化など環境を安定させる機能や、自然を利用したレクリエーションなど、地球全体の健康を維持する上で重要な役割を果たしており、生態系サービスが失われると、食料不足、水不足、気候変動など、様々な問題が生じます。

生物多様性が豊かであるほど生態系サービスが向上する場合が多くみられ、将来にわたって生態系サービスを受け続けていくためには、その源となる生物多様性を保全していくことが重要と考えられています。

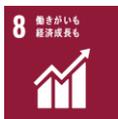
1.7 SDGs（持続的な開発目標）との関係

SDGs は、平成 27（2015）年に国連が採択した、令和 12（2030）年までに達成を目指す 17 の目標と 169 のターゲットから構成される国際的な目標の枠組みで、いわば地球規模での課題解決の指針といえます。

一方で、北茨城市環境基本計画は、本市において環境問題に対する具体的な行動を起こすための計画であり、SDGs と連携し、本市の様々な課題解決と地球規模での目標達成を同時に進めていきます。

つまり、本計画を推進することは、SDGs の達成に貢献し、持続可能な社会を築くことにつながっていきます。

本計画と関連する SDGs のゴール

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

1.8 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本市の環境課題を明らかにして、施策の立案につなげるために、市民、事業所、中学生を対象にアンケート調査を実施しました。

調査は、市民・事業所は、令和6(2024)年11月21日～12月6日、中学生は令和6(2024)年10月23日～11月15日の日程で行いました。

配布数量、回収率は以下の通りです。

対象	配布数量等	回収件数(率)
市民	市内18歳以上の市民から 1,000人を無作為抽出	236件 23.6%
事業所	市内事業者300社を無作為抽出	107件 35.7%
中学生	市内中学2年生284人を対象	245件 86.3%